

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて質問を行います。

まず初めに、警報発令時における児童生徒の安全対策についてです。

初めに、令和5年、梅雨前線による大雨及び台風2号によって被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、近年、線状降水帯による大雨によって、毎年のように甚大な被害が発生しています。その線状降水帯が6月2日に和歌山県北部に発生し、非常に激しい雨が同じ場所に降り続けているとして、顕著な大雨に関する情報を発表しました。線状降水帯は、発達した積乱雲が次々とつながって大雨をもたらす現象で、気象庁は、命に危険が及ぶ土砂災害や洪水が発生する危険性が急激に高まっているとして、安全を確保するよう呼びかけています。

今回、2日当日、朝の時点では大雨に関する警報は発令されておらず、多くの子供たち、ふだんどおり登校された児童生徒も多かったと思います。ところが次第に雨も強くなり、在校中に広報が発令されました。

岩出市学校防災マニュアルは、近い将来に発生が危惧される、東海・東南海・南海地震、台風や局地的大雨等、異常気象が年々勢力を増している状況にあり、震災や風水害等への迅速な対応及び学校が地域の防災拠点としての機能を果たすことが強く求められていることを受け、学校防災マニュアルを令和5年3月に改定されています。

防災マニュアルの大雨等への対応について、大雨がやむまで校舎内で待機する。大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合、児童生徒の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。下校時間や方法については、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど、児童生徒等の安全を最優先に考え、決定する。早めの対応を心がけ、時期を逸して危険な状況の中を下校させることがないように注意するとあります。

また、各学校の保護者向けの案内等では、小学校では、警報が発令された場合の児童の対応について、児童は原則下校としますが、下校は児童の安全確保を最優先にして、状況判断して実施します。危険な状態では、安全が確認されるまで学校に待機させ、安全が確認できれば、教職員誘導の下に下校させます。ただし、保護者

が迎えに来た場合は、担任確認の下、下校していただきます。

また、中学校でも原則下校しますが、下校は生徒の安全確保を最優先にして、状況判断して実施します。ただし、危険な状態では、安全が確認されるまで学校に待機させ、安全が確認できれば、下校させます。このように案内がされています。

当日には混乱もあったと思われませんが、子供の命に関わる問題です。判断の誤りや対応方法に誤りがあった場合、取り返しがつきません。保護者の方からも幾つかの心配の声が寄せられています。例えば、4月から入学された小学校1年生の場合は、やはり学校に入学してまだ2か月、こうした大雨といった状況に遭ったことがなく、大変心配だという保護者の声や、またこの時期、田植えのため用水路の水も張っております。そうした水が増水のためにあふれてはいないかなど、様々な声が聞かれました。

そこで、防災マニュアルに沿った対応や、各学校でつくられている学校防災計画での対応はどうであったのか、お聞きをいたします。

2つ目は、子供たちの家庭状況も様々で、保護者が自宅にいない場合、仕事等でメールを確認できない場合など、事情が異なるケースが幾つもあるかと思いますが、下校に対し、保護者への連絡や対応はどのように行ったのか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市來利恵議員ご質問の1番目に、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、岩出市学校防災対応マニュアル改定版には、在校時に警報が発生した場合の対応では、下校もしくは校内での待機等を速やかに検討するとなっており、下校時間や方法については、教育委員会と相談の上、児童生徒等の安全を最優先に考え、決定すると規定しております。

6月2日の下校の判断は、先ほど玉田議員のご質問にもお答えしましたとおり、適切であったと考えております。

次に、保護者への連絡や対応についてですが、各学校では、あらかじめ定めている緊急対応マニュアルに従って対応しました。具体的には、教育委員会からの下校メール配信後、各学校から下校方法のメール配信を行いました。各学校では、教職員が児童生徒誘導のため校外に出たり、保護者からの電話対応や電話連絡をしたり、学校待機する児童生徒を見守ったりと、役割分担して対応いたしました。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市来議員 適切ということ等が、メール配信等、学校内ですね、教職員がいろいろな対応を行いながら、今回行ったということです。これを踏まえて、今回のことで、先ほどの一般質問の中にもあったと思うんですけど、さらに改めて、こういった対応を取ったのかということについては、アンケート調査を行い、こういった場合にどうするかという対策を取られたというふうにお聞きをしました。

では、今回の場合は、在校中、当然、学校内の授業の時間内におけるこういった対応でした。例えば、岩出市の場合は、学校の中で学童保育が開設されております。そうした学童保育内の時間帯に、例えば、大雨のこうした情報、緊急の場合の警報が出た場合、そのときにはこういった対応が行われるのか、その点について再質問を行います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

学校内に設置している学童保育は、14時からの受入れとなっております。したがって、14時までに警報が発令した場合は閉所となりますので、保護者への事前希望調査で、下校せずに待機を希望した児童については、学校での待機となります。14時以降に警報が発令となった場合は、学童保育が開所しておりますので、利用児童は全員校内の学童保育所に移動して、学童保育所から保護者への連絡という形になります。

今回の経験を踏まえ、学校、保護者、学童保育が連携して、より安全かつ確実に児童生徒が下校できるように改善してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、不登校児童生徒への支援についてであります。

文部科学省は、2022年10月27日に令和3年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を公表しています。その中で、小中学校における長期欠席者のうち、登校児童生徒数は24万4,940人、前年度19万6,127人で、前の年度から4万9,000人近く、25%増えて、過去最多を更新しました。

このうち小学生が8万1,498人、中学生が16万3,442人でした。不登校児童生徒数

は9年連続で増加し、10年前と比較すると、小学生は3.6倍、中学生は1.7倍に増え、特に中学生は20人に1人が不登校となっています。

和歌山県教育委員会も、県内の公立学校を2021年度に30日以上欠席した子供のうち、病気や経済的理由などを除いた不登校の人数が、過去10年間で最多の2,086人に上ったと発表しています。2年連続で最多となり、前年度の1,637人から3割近く増加しています。

高校も含まれておりますが、不登校の内訳は、小学校で587人、中学校で1,007人、高校で492人です。全国でも県でも増加している不登校児童生徒、そこで岩出市の人数の状況をお聞きいたします。

次に、文部科学省も県教委も新型コロナウイルスで生活リズムが変化したり、交友関係が築きにくかったりすることが影響していると分析していますが、全てがこの理由に当てはまるものではありません。一人一人に寄り添いながら、どういった支援が必要なのか考えなくてはなりません。

文部科学省は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を取りまとめました。プランでは、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること。心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。学校の風土の見える化を通じて、学校みんなが安心して学べる場所にする。この3つを主な取組とし、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現することを目指すとしています。

こうした調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組としては、スクールカウンセラーの設置の充実、またスクールソーシャルワーカーの配置の充実など、年々取り組まれてきました。そして岩出市では、今年度、適応指導教室フレンドの設置場所の変更も言われています。そして、不登校児童生徒支援員の配置や訪問支援員など取り組まれておりますが、そこでお聞きしたいのが、生徒支援員と訪問支援員の人数と役割についてお聞きをいたします。また、支援員の配置状況はどうなっておりますでしょうか。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の2番目にお答えいたします。

1点目の不登校児童生徒の人数の状況でございますが、コロナ以前の令和元年度とコロナ禍の令和4年度を比較いたしますと、令和元年度は、小学生27人、中学生

43人の計70人、令和4年度は、小学生66人、中学生83人の計149人です。

2点目の不登校児童生徒支援員と訪問支援員の人数と役割についてですが、毎年増員配置について、県教育委員会に要望しているところですが、本市の令和5年度の配置数は、不登校児童生徒支援員が3名、訪問支援員が2名です。昨年度より訪問支援員が1名増加となりました。

続いて、役割についてですが、不登校児童生徒支援員は、不登校の未然防止及び解消を図ることを目的とし、登校するが教室に入れない児童生徒への支援を行います。教員免許は必要ありませんが、学校で児童生徒に接する業務や民生委員・児童委員、学校運営協議会委員、PTA役員、学校ボランティアなどの経験が1年以上ある者で、県教育委員会が実施する選考試験に合格した者が任用されます。授業は行うことはできませんが、教員が行う授業において、児童生徒を支援したり、相談相手になったりします。

訪問支援員は、長期にわたり登校できていない、または自宅に閉じ籠もる可能性が高いと見られる児童生徒の自宅を訪問し、学力保障と社会的自立に向けた支援を行いました。教員免許を有し、教員として勤務経験がある者で、県教育委員会が実施する選考試験に合格した者が任用されます。

3点目の配置条件についてですが、不登校支援員は、山崎小学校を拠点として根来小学校を担当する者、山崎北小学校を拠点として上岩出小学校を担当する者、岩出第二中学校を拠点として岩出中学校を担当する者がいます。基本的に、拠点校に3日、派遣校に2日の割合で勤務しております。

訪問支援員は、中央小学校を拠点として、根来小学校、上岩出小学校、岩出第二中学校を担当する者、岩出中学校を拠点として、岩出小学校、山崎小学校、山崎北小学校を担当する者がいます。要請がある児童生徒の家に訪問いたしますが、訪問時に保護者がいる家庭に限られております。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 岩出市の状況もお聞きしたところ、平成元年と比べて、生徒数の不登校児童数が増えているということが、令和4年度の数字を聞いて分かると思うんです。

ここで言いたいのは、コロナの影響だけではない、いろんな状況が重なったり、いろんな家庭の事情や本人の事情など、様々な状況にある子供たちが置かれている問題をどう解決していくのか、またどうやって知っていくのか、それに対してどのように不登校児童を学校に行くということだけではなく、どうやってSOSを発見

したりとか、支援ができるのかというところが重要だと思うんです。

そこで大事になってくるのが、不登校の支援体制についてです。先ほどお聞きしたところ、こうした訪問活動も含めてですが、不登校児童生徒の支援員については、校内において相談相手になったり、いろんな形で話を聞いたり、対応していくということが言われました。

当然、例えば、今の聞くと、配置状況では、1人の方が拠点学校3日、それ以外に別の学校に2日というような形になっています。当然、不登校児童生徒の人数の状況によって学校の配置にも違いがあるかもしれませんが、子供たちは毎日学校に行っているわけですね、月曜日から金曜まで。例えば、支援員さんがいるときに不登校だった生徒が学校に行けるようになったという話を聞いています。やっぱり人間関係だったり、子供の信頼関係を築く上では、3日とかではなく、やっぱり子供は毎日学校、支援員さんがいることで行くというようになるのであれば、配置状況を考えて、月曜日から金曜日までいていただく。そうした対策が必要ではないかと考えるんです。信頼関係ができてきているわけですから。

そうしたことによっては、毎年、県に増員を求めているということをおっしゃいますが、さらにしっかりと、ここに配置、置けるような形で増員を求める。なお、増員が求められなければ、市として対応どうなのかという点なんです。

子供にとって、やっぱり大事なことで、この点について、支援員について増員を県にさらに求めていくこと、またそれができない場合は、市として対応するのはどうか、この点を再質問いたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

不登校支援員のおかげで学校に登校できる児童がいることは把握してございます。同時に、各学校で別室登校を実施しているから登校できる場があるということも事実でございます。不登校支援員は、各学校で取り組んでいる不登校支援策の一助となっていることは明白でございます。定期的に県教育委員会の担当者と活用状況等を情報共有する中で、成果報告も上げていくことで、本市への追加任用が実現するものと考えております。

今後とも、学校での活用状況の把握と、学校への指導主事による指導、それから岩出市不登校支援員訪問支援員連絡協議会を継続して行いながら、引き続き県教育委員会に増員要望を上げてまいります。

市としての対応といたしましては、先ほど任用条件にもありましたが、県教育委員会の選考試験を合格した者を採用するということですので、考えてございません。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時20分から再開します。

休憩 (14時05分)

再開 (14時18分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 3番目の質問は、アピアランスケアについてであります。

まず、アピアランスケアという言葉、あまり耳にしたことはないのでしょうか。アピアランスケアは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことです。

がん医療の進歩によって、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加しています。がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様な生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されています。

国は、平成30年12月に運転免許申請書等に添付する写真について、また令和2年4月に障害者手帳の交付申請時の写真について、医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うこと、帽子やウィッグを使用することが認められるよう道路交通法施行規則や身体障害者福祉法施行規則等の一部改正を行っています。

また、治療による脱毛や爪の変化等について、身近な医療従事者に相談し、苦痛を軽減できるよう、医療従事者教育プログラムの実施化に向けた研究が進められたほか、令和3年度には、がん治療におけるアピアランスケアガイドラインの改定が行われています。

患者体験調査等によると、がん治療に伴う外見の変化に関する相談ができた患者の割合は、成人で平成30年度で28.3%、小児で令和元年度で51.8%となっています。

国は、アピアランスケアについて、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者を対象とした研修等を引き続き開催するとともに、相談支援

及び情報提供の在り方について検討する。また、国は、アピアランスケアの充実に向けて、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに関わる相談支援や情報提供体制の構築について検討を始め、令和5年、今年度からアピアランス支援モデル事業を実施する病院の公募も始まりました。

アピアランスケアは、見た目をきれいにすることが目的ではありません。外見の変化により、他人とのコミュニケーションが減る、通学や通勤など社会とのつながりをためらわないように支援する方法の1つです。

アピアランスケアについて、市の認識と理解をお聞きをしたいと思います。

そして2つ目は、市の支援と相談窓口についてお聞きをします。

3つ目は、今、アピアランスケア支援事業が全国の自治体に広がっています。5月3日付の毎日新聞紙面で、和歌山県でもがん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的・経済的な負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、ウィッグ等の医療用補整具の購入費の助成する市町村を支援する、和歌山県がん患者アピアランスケア支援事業を今年度から実施しましたと掲載されておりました。ウィッグや人工乳房などの購入費を助成する市町村に対し、助成金の金額や一部を負担する制度です。

県内では、湯浅町、橋本市、紀の川市の3市町が実施をしています。県は他の市町村へも制度導入を促したい考えと掲載されておられます。岩出市でもウィッグ、乳房補正具など、購入助成制度導入の考えをお聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の3番目、アピアランスケアについて、一括してお答えします。

アピアランスケアは、がん治療に伴う脱毛や部分的な欠損など、外見の変化によるがん患者の精神的苦痛等を和らげるための支援のことをいいます。

がん患者やがん経験者の精神的・経済的な負担を軽減し、社会参加の促進、療養生活の質の向上を図ることを目的に、ウィッグや人工乳房等の医療用補整具の購入費を助成する事業であると認識しており、全国的な広がりを見せていることは理解しております。

相談窓口は、保健介護課健康推進係で、がんなどの健康に関する相談に対応しております。現在のところ、市ではこのような事業は行っておりませんが、今後検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、県内では3市町がやっているというふうに申し上げました。紀の川市では、県の制度で行いながら、市単独で、毛つきの帽子や帽子を対象に加えて実施をしています。これ4月から制度が始まっておりますが、3人の申請と問合せもあるということです。

また、橋本市では、今年度から県の要綱どおり実施し、現在、ウィッグに2件、問合せは6名ほどあったと担当課のほうで聞きました。湯浅町では、令和4年から県の要綱どおり行っており、令和4年では5件、令和5年では2件、既に助成されています。

また、病気や障害のある子供やその家族を支援する一般社団法人のチャーミングケアというところが、がん患者向けのアピランス制度の助成制度がある全国の市町村を調査したところ、全国1,740自治体のうち、少なくとも38%に当たる669自治体が助成事業を行っています。

さらに、令和5年度からは、また増加しているんで、これ以上になっているかと思いますが、この助成自治体の21年度に申請者数を個別に聞いたところ、320市町村から回答があり、計7,036人が申請していると分かっています。県の担当課にもお聞きいたしましたが、ぜひ県内の自治体においても実施を広めたいとおっしゃっておりまして。これで、県の制度のまま岩出市で実施しても、県がお金を負担するんで、市の持ち出しはありませんということなんです。これを窓口を置き実施するだけで、岩出市の持ち出しがないということであれば、これ、実現可能なことだと思うんです。

先ほど、検討というふうな形で言われたんですが、例えば、がんに罹患し、脱毛になった場合、男女ともに、やっぱり受け入れて、外に出たくても、やっぱりそこを受け入れるまで時間かかったり、どうしてもやっぱり気になったら、ちょっとでもこういう助成制度があることによって、購入ができて、なおかつ社会に一步踏み出すということについては、非常に大事なことだと思います。

さらに、周りの中でもいらっしゃるかと思いますが、やはり乳がん等になった場合、これから夏が来ます。必ず言われるのが、夏場にはやっぱり外に出歩くことがやりにくい、行きにくいと言われるんです。夏場はやっぱり服装が軽装になるんで、どうしても分かっちゃう。そんな場合に、やっぱり乳房の補整具、これがあるだけで、やっぱり表に出ていく。社会に出ることを考えて、やるということが大事だ

と思うんですね。

検討していくと言われるんですが、積極的に実施する、この姿勢を岩出市に持っていただきたい。積極的な答弁ってないですか。検討しますというのはあるんですけども、実際に、紀の川市も橋本市も今年度からやって実績あるんですよ。

窓口を開けば、対象者は問い合わせたり、それができるということです。検討するではなく、積極的に実施する方向でやる、実施する、そうした答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

アピアランスケアへの導入について検討してはどうかという、再度のご質問であります。

市来議員からもご説明ありましたように、アピアランスケアは、がん患者の方が前向きに治療に向き合い、治療後も安心して生活を送るために重要であると、こういうことは認識しております。

そしてまた、先ほどからご紹介ありました、4月1日から補助事業として、橋本市、紀の川市、湯浅町ですか、3市町が実施しているということで、本市といたしましても、この件には承知しております。

今回ご提案のあったウィッグ等の購入助成事業につきましては、経済的負担を軽減する施策になると、こういうことは認識しておりますが、いわゆるがん対策の基本は、やっぱり国レベルでの公平性のある助成制度とすることが適切であると、このように考えてます。

そうしたことから全国知事会や全国市長会等から、がん患者や経験者に対するアピアランスケアを充実するため、購入費に対する支援措置を講じるように国に要望をしているところであります。したがって、本市といたしましては、今までどおり安心して暮らし続けられる社会の構築と患者の精神的苦痛を和らげるなどのサポートを行う1つの支援策と考えておりますので、今後検討すべき課題として捉えていきたいと、このように思います。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 国に要望を上げています。国レベルで考えていただきたいというのは分かるんですけどね。もっと寄り添っていただきたいんですよ、当事者に。なぜ県も

広めたい、県で支援しますよ。岩出市でも窓口開けないのかというところが、私実際に寄り添っていただけてるのかなと思うんです。

身近にいませんか、本当に困ってる人、聞いたことないですか。

当然、高いものから安いもの、いろんなんありますよ。ただ、やっぱりそうした補助があることによって、それを使いながら社会参加を勧める。社会参加、外に出ていく、そういう機会が1つでもきっかけにつながることであれば、私はそれをやるべきではないかなと思うんです。

当然、国がやるべき問題だというふうに答えられて、国に支援を求めていますというのは、それはそれで岩出市として、あれなんです、市として、これを窓口を開くということ、重要じゃないんでしょうか。もう一度答弁求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁させていただいたとおり、国レベルでの公平性のある助成制度とすることが適切であると考えております。市町村で異なるということは、やはり公平性に欠くということがございます。そういうふうなことから、先ほど申し上げましたように、今後検討すべき課題として、引き続き検討していきたいと思っております。

○田中議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 ごみ袋の改正についてやります。

条例改正を先日可決がされましたが、今議会で提案するに当たって、岩出市環境を守る審議会が開催されました。しかし、市民生活に大きく関わる問題でありながら、開催期間は僅か1日1回のみ。しかも、当日資料が配布され、1回のみ開催において、結論を求めるといった方法でした。資料を読み込む時間も、それぞれの委員の方が独自の調査する時間もなく、審議会の役割、調査、審議、審査等、十分に行う期間を設けなかったことは問題だと言えます。

当日に資料を配布され説明を受けても、質問や意見を出すには、どんな場合でも調査時間が必要です。しかも、6月議会への上程について採決を取りました。本来、時間をかけてごみの減量化に向けた取組への協議と併せながら審議することが必要で、今回行った諮問のやり方は、審議会軽視または議会軽視と言わざるを得ません。

今回の岩出市環境を守る審議会での審議内容についてどう考えているのか、お聞

きをいたします。

次に、当局の説明では、原材料費及び燃料費等の高騰により製造原価に影響が及ぶため、緊急に対応しなければならなかったと理由を上げられますが、今回の改正は、令和5年8月から価格の引上げをするが、特例で、令和5年、6年度は引下げ、7年度は現行に戻し、そして令和8年度で引き上げるというものです。

その財源は、令和5年度は、国の交付金を活用し引下げを行う。令和6年は、交付金の活用が見込めない場合は、市の財政で補う。令和7年も市の財政を活用と言われました。こうした財源対応ができるのであれば、令和5年からの改正は必要ないのではないのでしょうか。5年、6年、7年で、社会情勢や燃料費等の増減状況など見極めながら、同時に、ごみの分別の徹底や、減量化に向けた議論を進め、令和7年度中に令和8年度に向けた議論を丁寧に行っていく方法が取れると考えます。

なぜ今改正が必要だったのか、ご説明ください。

次に、無料配布について、今年度の無料配布に関し、市から引換券はがきが全世帯に送付されています。そこには引換え場所については、市役所生活環境課のみとなっております。これについては、市民の方からたくさんの意見をお聞きしています。昨日にもご連絡がありました。

その後、メール等々で4地区公民館でも引換えが可能となりましたが、4地区公民館では日付が決められています。便利なようで分かりにくい。また、周知が全く行き届いていないように思います。そして、引換えできる時間が午前8時45分から午後5時30分、土、日、祝日、年末年始除くとあります。仕事をしている方々からしたら、どう考えても間に合いませんということが出てきます。

一定の無料配布は、市民の方からも評価され、大変喜ばれています。市民に混乱が生じないように、もう少し丁寧に住民に寄り添った方法が考えられなかったのか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員のご質問の4番目についてお答えします。

まず、1点目の環境を守る審議会での審議内容は、についてですが、岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題として、可燃ごみ袋の手数料の見直しについてご審議いただきました。

手数料の見直しは重要案件であり、審議会を決して軽視しているわけではございませんが、原材料費や燃料費等の高騰の影響によるごみ袋の製造コストの上昇と、

併せて物価高騰による市民生活への支援という急を要する局面であったため、1回のみの開催となり、資料も当日配布となってしまいました。

岩出市の環境を守る審議会の重要性は十分認識しており、今後も市の環境を守るため、ご審議いただき、貴重なご意見を賜ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のなぜ今改正が必要なのか、についてお答えします。

先ほどからもお答えしているとおり、原材料費等の高騰により、有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きな影響が生じたことから、将来に目を向けますと、可燃ごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するためには、一日も早い手数料の引上げが必要でありました。本来なら、今年度から引き上げるべきところですが、急激な物価高騰等の社会情勢や国の臨時交付金が活用できることを勘案して、今回改正したものです。

以上のことから、実質的な引上げとなる令和8年度までは、議員おっしゃるとおり時間がありますが、令和7年度までは緩和策を講じることからも、現時点での議論は考えておりません。

令和8年度の引上げ後、社会情勢に大きな変化があった場合や、その他改正に必要である事由が生じた場合には、岩出市の環境を守る審議会の意見を伺うなど、十分に協議検討を行ってまいりたいと考えます。

次に、3点目の無料配布についてですが、今年度の無料配布については、燃料費等の高騰の影響により、ごみ袋の調達に遅れが生じたため、やむを得ず前期・後期2回に分けての配布としたものです。前期と後期に分けたことより、取扱店舗で混乱が生じないように、岩出市役所生活環境課での対応とさせていただきました。

また、平日に市役所にお越しになれない方や市役所まで行くことが困難な方への対応としましては、4地区公民館での配布を行うことといたしました。公民館での配布の周知については、引換えはがきの記載が間に合わなかったことから、市ウェブサイトやSNSの配信による周知といたしました。

なお、介護サービスや障害サービスを利用されている方に対しては、市地域包括支援センターをはじめ、市内各事業所のケアマネジャーや相談支援専門員にごみ袋の引換えへの協力をお願いしております。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず1点目に、先ほどの答弁の中で、岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について議題にし、手数料の見直しについてご審議をいただい

たと言われました。手数料の見直しは重要案件であったと。岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則第2条では、審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するとあります。

1、良好な環境の保全に関する基本的事項に関すること。2、良好な環境を保全するために講ずる施策に関すること。今回、岩出市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてはどこに、この1条、2条のどれに当てはまるのか。この点についてお聞きをいたします。

これまでも環境を守る審議会は、様々な形で開催されております。どのいずれにも市長がまず出席を行い、市長が、例えば、この間であれば、産業廃棄物、産廃の処理場に関してご意見を伺いたい、このような形で出席されて、問題提起され、始まるわけですね。今回は市長は出席されておりましたが、これ諮問すること、いつ決定されていますか。審議会で審議をしてもらったということは諮問されたということになりますよね。諮問がいつ決まったのか。

審議会では様々な意見も出されましたが、答申はあったのか。答申の中身を反映させた議案の提出になっていたのか。これについてお答えをしていただきたいと思います。

そして、燃料費が上がるから上げるんだとしきりに言うんですが、燃料費が下がった場合は、当然、もちろん下げますというのが普通だと思うんですよ、当然。それが今の段階では言いませんと言うんですが、そこは矛盾していると考えられます。燃料費が上がるから上がるのであれば、そのときそのときで情勢変わりますが、情勢は変化するんだから、下がった場合にはすぐに下げますというぐらい言えると思うんです。

あと、無料袋の配布についてですが、後から公民館でできますよということになってますけど、ほとんどの方知りませんよ。ましてや、メール、ウェブサイトって、私に、連絡を、市民の方から寄せられている方は、大半やっぱり高齢者の方になるんです。やっぱり市役所まで行くのが大変、いや公民館でやってますと、そんな知らん。日曜日です。時間、こんなんですと。でも、ほとんどの人が知らないんですよ。早急に手だて講じる必要あるんじゃないですか。

前期、受け入れなくても、後期で一緒に受けれますよと書いてあるんですね。そうじゃなくて、やっぱり取りに行きたい。欲しいという人もいらっしゃるんであれば、でも知らないというのと違うじゃないですか。やっぱり全ての情報を知った中で、選択できるというのはあるんだけど、ほとんど知りませんよ。早急に対策を

講じる必要があると思いますが、それについてお答えを求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

5月16日に岩出市の環境を守る審議会を行いました。岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則第2条第1項には該当しないことから、諮問、答申は行っておりませんが、今回は、ごみ袋の手数料の改定という市民生活に密着した事案であったことから、同条第2項に基づき、広く審議会の皆様の意見を募ることと、市の方針をご理解いただくため開催したものでございます。

今後も諮問・答申の開催だけでなく、良好な生活環境の保全に関し、貴重なご意見を賜ってまいりたいと考えております。

次に、今回改正は、一日も早い手数料の引上げが必要であり、今年度から引き上げたいということで、繰り返しの答弁になりますんですけども、実質的な引上げとなる令和8年度までは時間がありますが、令和7年度までは緩和策を投じることもあり、現時点での議論は考えてない。令和8年の引上げ後に社会情勢の大きな変化があった場合は、その他改正が必要である事由が生じた場合については、岩出市の環境を守る審議会の意見を伺うなど、十分に議論検討行ってまいりたいと考えております。

その次に、3点目といたしまして、はがきには岩出市役所の生活環境課ですということ、公民館ですることが後になったことを皆さん知らないということ、ごさいますけども、今回、広報が間に合わなかった、広報とかも間に合わなかったことから、市ウェブサイトやSNSの配信による周知といたしましたが、また広報のほうにも、ちょっと遅くなると思うんですけども、またそれも入れさせていただいて、いろいろあらゆる機会を通じて周知してまいりたいと考えます。

以上です。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 諮問、答申を行っていないというふうにおっしゃったんですよね。諮問もされてないものを、じゃあ、委員の皆さんは、その日に採決までされたということですか。どう理解したらいいんですか。諮問、答申行っていないんですよね。幅広く、第2条の2項ですか、良好な環境を保全するために講ずる施策に関するということに含まれるという理解をしたのに、じゃあ、あの審議会は一体何だった

んですか。

議会に出すために、いろんな意見を聞くための答申じゃなかったんですか。諮問してないものに対して、採決を行い、議会に提案する理由をつけただけですか。理由をつくっただけですか。審議会自身そのもの、やり方自身が問われないかと。審議会に通ったら議会に出しました。議会軽視になりませんか。諮問して、意見を出してもらって、それを反映して、普通出してくるのが、審議会の役割じゃないんですか。諮問して答申出して、それを反映する、それが審議会じゃないんですか。

諮問も答申も行っていないものに対して、じゃあ、委員の皆様はそれを聞いて、出すか出せへんかというのを採決取られたということですよ。聞けば聞くほど、ますます委員に対して失礼やし、やり方自身がいかなものかと思うんですけど、これについて、市としてどう考えますか。

やり方自身は、緊急だったから、緊急だったからと言うけど、財源の財政については、国のお金があり、なかった場合、市がやるんでしょう、来年は。7年度も市がやると言ってるんですよ。市の財政で一旦出せるんじゃないですか。ましてや手数料、袋代だけでなく、手数料が上乘せされているから、手数料から先補うことだって考えられるんです。

手続上、急いでやらなきゃならなかったからやってきたというだけの理由づけで審議会がやられたというような形になりません。

諮問やってない、理解が全くできない。当然、答申もやってないから反映されませんよね。一体どう理解したらいいんですか。本当に委員の皆さんにも失礼やし、市民の皆さんにも説明責任つきませんやん。しっかり説明してください。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 繰り返しの答弁になりますが、岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則第2項に基づき、今回、ごみ袋の改定という市民に密着した事案であったことから、広く意見を募ることと、市の方針をご理解いただくため、開催したものでございます。今後も、諮問・答申の開催だけでなく、良好な生活環境の保全に関し、審議会のほうから貴重なご意見等を賜っていきたいと考えております。

○市来議員 委員会で採決取って、意見を聞いたん違いますやん。採決取ったんですよ、委員会で。諮問されてないものについて、市民に関わる問題やからと言ったけど、審議会で諮ったでしょう。諮るんですかと私聞きましたよ、委員会で。答えて

くださいよ。採決取ったでしょう。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 岩出市の環境を守る審議会で、ご意見を、私、一番、審議会の最後におったんですけども、そのときにこの審議会としての皆さんのご意見、方向性をお聞きしたいということで申しました。それについて多数決を取っていただいたということでございます。

○田中議長 これで、市來利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。